

富里市自立生活支援業務
公募型プロポーザル実施要領

令和 7 年 6 月
富里市健康福祉部生活支援課

1 目 的

この要領は、富里市自立生活支援業務の受託候補者を公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定するため必要な事項を定める。

2 業務概要

(1) 業務名

富里市自立生活支援業務

(2) 業務内容

別添「富里市自立生活支援業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 委託期間

令和 7 年 1 0 月 1 日から令和 1 0 年 9 月 3 0 日

(4) 業務の実施場所

富里市福祉事務所内に相談支援等の拠点となる窓口を設置すること。

(5) 委託料上限額

年額 3 4 , 0 1 9 , 9 8 0 円（消費税及び地方消費税を含む）

ア 提案に際しては、委託料上限額の範囲内で見積額を提示すること。

イ 委託料上限額は次の各業務内訳上限額の合算額となる。

ウ 令和 7 年度及び令和 1 0 年度は、委託期間が 6 か月となるため、上限額は 2 分の 1 となる。

各業務内訳上限額（消費税及び地方消費税を含む）

業務名	上限額
自立相談支援業務	年額 1 6 , 9 0 5 , 1 6 0 円
被保護者自立相談支援業務	年額 3 , 7 8 2 , 8 2 0 円
就労準備支援業務	年額 6 , 3 6 2 , 9 4 0 円
被保護者就労準備支援業務	年額 1 , 8 9 0 , 3 4 0 円
家計改善支援業務	年額 5 , 0 7 8 , 7 2 0 円
合 計	年額 3 4 , 0 1 9 , 9 8 0 円

※提案額の提示にあたっては、消費税の税率を 1 0 % で積算すること。

(6) 業務の引継ぎ

受託候補者決定後、業務の引継ぎを必要とする場合は、令和 7 年 1 0 月 1 日からの業務に向けた引継ぎ期間を十分に設け、円滑な業務の引継ぎを行うこと。引継ぎ期間の費用については、受託者の負担とする。

3 参加資格

プロポーザルに参加する事業者は、公募日現在において次の要件をすべて満たす法人とする。なお、本業務は、共同企業体による参加を認めないものとする。

- (1) 富里市内において、生活困窮者及び生活保護受給者に対する支援活動の実績を有する法人、若しくは、これら活動を行う能力があると認められる法人であること。
- (2) 富里市役所からおおむね 30 km 圏内に、主たる事業所を有する法人であって、業務の目的を理解し、的確に遂行するに足る能力を有する法人とする。
- (3) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人である。

イ 法人の役員等が、暴力団員による不正な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 項に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者。

ウ 富里市建設工事請負業者等指名停止措置要領（昭和 60 年 6 月 28 日告示第 25 号）に基づく指名停止措置又は富里市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成 12 年 8 月 28 日告示第 53 号）に基づく指名除外を公募日から受託候補者決定の日までの間受けている者。

エ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当している者。

オ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、構成手続又は民事再生手続の開始の申立てがなされていない者。

4 スケジュール

プロポーザルの実施スケジュールは、別紙 1「スケジュール表」のとおりとする。

5 質問及び回答

プロポーザルに関する質問及び回答は、次のとおりとする。

- (1) 質問の提出方法

質問がある場合は、質問書（様式 1）に質問事項を記載の上、電子メールで「12 担当事務局」に記載の電子メールアドレスに送付するとともに、電話による着信確認をすること。

- (2) 質問書受付期間及び質問回答日

別紙 1「スケジュール表」のとおり

- (3) 回答方法

回答は、質問の有無に関わらず本市公式ホームページへ掲載する。なお、受付期間外に提出されたものや指定の方法によらないもの、明らかに参加資格を満たさないと認められる者からの質問は回答しない。

6 参加申請書等の提出

プロポーザルに参加を希望する者は、次のとおり書類を提出すること。

(1) 提出書類

- ① 参加申請書（様式 2）
- ② 誓約書（様式 3）
- ③ 法人等概要書（様式 4）
- ④ 法人等事業実績（様式 5）
- ⑤ 関係書類
 - ア 定款、その他これに類する事項
 - イ 法人等の登記事項証明書（申請日の 3 か月以内に発行されたもの）
 - ウ 法人等の印鑑証明書（申請日の 3 か月以内に発行されたもの）
 - エ 申請日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書及び決算書（貸借対照表、損益計算書）
 - オ 直近の法人等納税証明書（国税、地方税）

(2) 受付期間

別紙 1 「スケジュール表」のとおり

(3) 提出方法

「13 担当事務局」まで持参すること。

(4) 提出部数等

上記①から⑤の順で製本し、インデックスを付し A 4 ファイルで提出すること。ファイルの表紙には「富里市自立生活支援業務」「参加申請書」及び法人名、背表紙には「参加申請書」及び法人名を表示すること。

- ・ 正本 1 部（代表者印を押印したもの）
- ・ 副本 9 部（正本の写し）

7 企画提案書等の提出

プロポーザルに参加する者は、次のとおり書類を提出すること。

(1) 提出書類

- ① 企画提案書（様式 6）
- ② 企画提案書の内容

別紙 2 の「企画提案書の項目」の順に作成すること。

<留意事項>

- ・提案は、1事業者1案とする。
- ・仕様書等を踏まえ記載すること。
- ・提出書類は、A4サイズ縦とし、A3サイズ以上は折込みとすること。
- ・企画提案書は、カタログ、パンフレット等を除き20ページ以内で構成し、文字サイズは12ポイント以上、用紙左側（綴る側）は25mm以上の余白を設け、ページ番号を付すること。

(2) 受付期間

別紙1「スケジュール表」のとおり

(3) 提出方法

「13 担当事務局」まで持参すること。

(4) 提出部数等

別紙2「企画提案書の項目」に記す順序で製本し、インデックスを付けA4ファイルで提出すること。ファイルの表紙には「富里市自立生活支援業務委託」「企画提案書」及び法人名を、背表紙には「企画提案書」及び法人名を表示すること。

- ・正本1部（代表印を押印したもの）
- ・副本9部（正本の写し）

(5) 参加辞退

参加申請書等を提出し、企画提案書等を提出しない者は、辞退届（様式7）を令和7年7月18日（金）17時までに、「13 担当事務局」まで持参すること。

8 見積書の提出

見積書は、2（5）に記した年額の委託料上限額（各業務内訳上限額）以内で積算した合算額を「見積書様式」により作成すること。見積書及び業務別内訳書は、企画提案書の最後に綴り、インデックスを付すこと。

9 選定及び審査

(1) 審査及び選定方法

受託候補者の選定は、「富里市自立生活支援業務公募型プロポーザル選定委員会」において、別紙3「審査基準」に基づき提出書類の審査、プレゼンテーション及びヒアリング審査を行い決定する。

(2) プレゼンテーション及びヒアリング

日 時	別紙1「スケジュール表」のとおり ※時間後日通知
-----	-----------------------------

場 所	富里市役所 本庁舎 3階第3会議室
所要時間	・企画提案書に基づくプレゼンテーション 20分以内 ・企画提案に対するヒアリング 10分程度
出席者	・1法人3人以内とし、法人以外の者の参加は認めない。 ※説明は業務に携わる者が行うこと。
留意事項	・プレゼンテーションは、提出した企画提案書に基づき行うこと。 ・説明資料の追加は認めない。 ・機器類等の使用が必要な場合は、事前に担当事務局へ連絡し調整すること。 ※機器類等は参加者により準備及び設置を行うこと。

(3) 審査基準

- ア 審査基準は、別紙3「審査基準」のとおりとする。
- イ 配点は100点とし、合計得点が60点以上の者を受託候補者とする。
- ウ 参加希望者が単数の場合は、合計得点が60点以上の者、複数の場合は、合計得点が60点以上の者のうち最高得点の者を受託候補者とする。
- エ 最高得点を獲得した者が複数あった場合は、選定委員会において協議により受託候補者を決定する。

(4) 審査結果の通知及び発表

- ア 審査結果は、参加者に対し文書により通知するとともに、市公式ホームページへ掲載する。
- イ 参加者は、審査及び選定結果に対しいかなる場合にも異議を申し立てることはできない。
- ウ 審査結果に係る電話、電子メール等での問合せには一切応じない。

10 契約協議及び契約

- (1) 受託候補者と市との間で協議し、所定の手続きを経て契約を締結する。
- (2) 前項において協議が整わない場合は、市は次点候補者と協議を行う。
- (3) 契約は、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約となる。

11 欠格事項

次の事項に該当した場合は失格とする。

- ① 本実施要領に定める参加資格の要件等を満たさなくなった場合
- ② 提出書類の受付期間中に所定の書類が提出されなかった場合
- ③ 本実施要領に定める事項に適合しない行為があった場合
- ④ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ⑤ 企画提案書等の内容が仕様書等の項目を満たしていない場合

- ⑥ 審査に係る合計得点が最低基準点を満たさない場合
- ⑦ 見積額が委託料上限額を超えている場合
- ⑧ 審査の公平性を害する行為があった場合
- ⑨ その他、著しく信義に反する行為等、失格すべき行為があった場合

12 その他

- ① プロポーザルに係る経費は参加者の負担とする。
- ② 提出された書類は返却しない。
- ③ 提出された書類の再提出を認めない。
- ④ 業務遂行にあたり関係法令等を遵守すること。
- ⑤ 個人情報及び情報公開は関係法令等を遵守し適切に取扱うこと。
- ⑥ 参加者は、受託候補者決定後において、この要領の内容について一切の意義を申し立てることができない。

13 担当事務局

富里市健康福祉部生活支援課生活支援班

〒286-0292

千葉県富里市七栄652番地1

TEL：0476-93-4193（直通）

FAX：0476-93-2215

E-mail：shien@city.tomisato.lg.jp

スケジュール表

番号	項 目	日 時
1	公募開始	令和 7 年 6 月 3 0 日（月） 9 時 ※市公式ホームページ掲載
2	参加申請書等受付期間	令和 7 年 6 月 3 0 日（月）～ 7 月 1 1 日（金） 1 7 時まで
3	質問書受付期間	令和 7 年 6 月 3 0 日（月）～ 7 月 4 日（金） 1 7 時まで
4	質問回答	令和 7 年 7 月 1 0 日（木） ※市公式ホームページ掲載
5	企画提案書等提出期間	令和 7 年 7 月 1 4 日（月）～ 7 月 1 8 日（金） 1 7 時まで
6	辞退届提出期限	令和 7 年 7 月 1 8 日（金） 1 7 時まで
7	プレゼンテーション	令和 7 年 7 月 2 9 日（火） 1 3 時 3 0 分～ 場所：富里市役所 3 階第 3 会議室
8	審査結果通知	令和 7 年 8 月上旬 ※参加者へ通知

企画提案書の項目

1 法人に関する事項

① 事業に対する理解、基本的な考え

- ・応募動機について
- ・生活困窮者自立支援法及び生活保護法の趣旨の理解について
- ・事業の内容や目的に対する理解について

② 業務遂行能力

- ・業務遂行能力について

③ 実施体制及び組織体制

- ・仕様書に定められた人員の確保について
- ・業務計画について
- ・業務上必要な研修等について

④ リスク管理

- ・事故や災害発生時の対応策について
- ・苦情に対する体制について
- ・苦情担当者について

⑤ 個人情報保護・情報セキュリティ対策

- ・個人情報保護・情報セキュリティ対策について
- ・個人情報等の研修等について

2 事業計画

① 対象者の把握、支援方法

- ・支援を必要とする対象者の把握方法について
- ・事業周知について
- ・対象者の抱える課題の把握、支援について
- ・遠隔地に居住する者の支援体制について

② 関係機関との連携・ネットワークの構築

- ・関係機関や地域の支援団体との関係構築について
- ・ネットワークづくりについて
- ・社会資源の開発に向けた取組みについて

3 見積書

見積書は、「自立相談支援業務、被保護者自立相談支援業務、就労準備支援業務、被保護者就労準備支援業務、家計改善支援業務」の5業務を、2(6)の各上限額以内の税込み、年額で作成し、合算金額を「富里市自立生活支援業務」の見積書に記載し作成すること。

富里市自立生活支援業務プロポーザル審査基準

評価項目	評価着目点
法人に関する事項	
事業に対する理解、基本的な考え	応募動機は適切か。
	生活困窮者自立支援法や生活保護法の趣旨を理解しているか。
	事業の内容や目的を十分に理解した上での提案か。
業務遂行能力	業務遂行能力を有していると判断できるか。
実施体制及び組織体制	仕様書に定めた人員は確保されているか。
	業務の計画が具体的に示されており適切か。
	業務遂行上必要な研修等を受けられる組織体制か。
リスク管理体制	事故や災害発生時等、不測の事態が生じた際の対応策は講じられているか。
	苦情に対する体制が整っているか。
	苦情担当者は定まっているか。
個人情報保護・情報セキュリティ対策	個人情報保護や情報セキュリティ対策について、適切な措置を講じる体制は整っているか。
	個人情報等の研修等を受けられる組織体制か。
事業計画について	
対象者の把握、支援方法	支援を必要とする対象者の把握方法が具体的か。
	事業周知について、具体的に示されているか。
	対象者（生活困窮者・被保護者）の抱える課題を把握し、適切な支援を行うための方策は具体的か。
	遠隔地や交通不便地域に居住する者など、事務所まで相談に来られない者に対する支援体制は。
関係機関との連携・ネットワークの構築	関係機関や地域の支援団体との関係の構築体制は。
	ネットワークづくりの具体的な提案はされているか。
	社会資源の開発に向けた取組は提案されているか。
費用の合理性・経済性	
見積内訳	事業費の見積額は合理的かつ適切であるか。

◎最低基準点：合計得点が 6 割に満たない場合は、受託候補者とししない。